

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関する重要事項説明書

あなた(または、あなたのご家族)が利用しようと考えている介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明しますので、わからないこと、わかりにくいことなどがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、ご利用者にあらかじめ説明しなければならない内容を示したものです。

1 地域包括支援センター(指定介護予防支援事業所)運営規程の概要

名 称 (介護保険事業者番号)	坂井市三国地域包括支援センター (1801700061)
所 在 地 実 施 地 域	坂井市三国町北本町二丁目 6 番地 65 号 坂井市三国町
電 話 番 号	0776-82-1616
緊 急 時 の 連 絡 先	0776-82-1616
F A X 番 号	0776-82-6116
職 員 体 制	管理者1名(管理業務兼指定介護予防支援の提供) 保健師 社会福祉士 主任ケアマネージャー 3名以上 その他(兼務事務職員1名)
営業日及び営業時間	月曜日から金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
休 業 日	土・日・祝日及び年末年始の 12/29～1/3
事 業 の 目 的	要支援状態にある利用者に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。
運 営 の 方 針	(1)利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。 (2)利用者の心身の状況や、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。 (3)指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者(以下「介護予防サービス事業者」という。)に不当に偏ることないように、公正中立に行う。 (4)指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は利用者の家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。 (5)坂井地区広域連合、他の地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業

者、介護保険施設、特定相談支援事業者及び住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。

2 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの申し込みから介護予防サービス・介護予防・生活支援サービスが提供されるまでの流れとその内容

① 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの申し込み 重要事項説明書をお渡しし、内容をご確認いただきます。
② 契約の締結 契約を締結いたします。
③ 状態の把握(アセスメント) 認定調査結果および主治医意見書又は基本チェックリストの結果などを入手するとともに、担当の介護支援専門員や保健師等が利用者様やご家族に面接し、抱えておられる問題点や解決すべき課題を分析します。
④ 介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント計画原案の作成 アセスメントの結果をもとに、どのような支援が必要かを検討し、介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント計画原案を作成します。介護予防サービス事業者・介護予防・日常生活支援総合事業第1号介護予防サービス事業者を選定していただきます。
⑤ サービス担当者会議の開催 関係する介護予防サービス担当者を集め、サービス計画原案について検討します。利用者様の希望や心身の状況等を考慮し、介護予防等サービスの目標とその達成時期、サービスの種類、内容、利用料金等を決定します。
⑥ 介護予防サービス計画書・介護予防ケアマネジメント計画書の交付 検討されたサービス計画の内容についてご確認、ご了承いただきます。その上で、介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント計画書をお渡しします。
⑦ 介護予防サービス・介護予防・生活支援サービスの提供 介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント計画に位置づけられたサービスが各々の介護予防サービス事業者・第1号介護予防サービス事業者より提供されます。
⑧ 状況の把握(モニタリング) サービス計画の実施状況の把握につとめ、定期的に評価を行い、必要に応じて介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント計画の変更を実施します。
⑨ 給付管理 介護保険サービス・介護予防・生活支援サービスの利用実績を確認します。
⑩ 介護報酬請求 介護報酬の請求事務などを行います。

3 業務の委託

2の③～⑨の業務を下記の指定居宅介護支援事業者に委託します。

事業所の名称	
所在地	
担当介護支援専門員名	
電話番号	FAX 番号

※重要事項説明書・個人情報同意書については上記居宅介護支援事業者に写しをお渡しします。

4 利用者の居宅への訪問頻度のめやす

地域包括支援センターの担当職員(または居宅介護支援事業所の介護支援専門員)が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度は、おおむね3ヶ月に1回となります。(サービスの提供を開始する月、提供開始月の翌月から起算して3月に1回などが目安になります。)

但し、上記の回数以外にも、利用者からの依頼や介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、利用者の居宅を訪問することができます。

5 サービスの利用料及び利用者負担

介護予防支援	4,420円
初回加算	3,000円
委託連携加算Ⅰ(初回のみ)	3,000円
介護予防ケアマネジメントA	4,420円
介護予防ケアマネジメントB	2,210円
介護予防ケアマネジメントC(初回加算なし)	3,080円

※ 介護保険または生活保護法の規定による介護扶助の適用者となる場合、上記の料金にかかる利用料は不要です。

※ ただし、介護保険が適用される場合であっても、利用者の保険料滞納等により、法定代理受領ができない場合には、いったん料金をお支払いいただきます。支払った金額は保険者(坂井地区広域連合)への申請によって払い戻されます。

6 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について

センター及び委託先事業所は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

②個人情報の保護について

センターは、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文章で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。センター

は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意を持って管理し、また、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

7 事故発生時の対応

センターがご利用者に対して行う介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供により、事故が発生した場合には、速やかにご利用者の家族、広域連合等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、センターがご利用者に対して行った介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

8 苦情処理

センターは、提供した介護予防支援・介護予防ケアマネジメント又は介護予防サービス計画に位置付けた介護予防サービス等に対する利用者又は利用者の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応します。相談や苦情については、次の窓口にご連絡ください。

事業所の窓口 三国地域包括支援センター	所在地 坂井市三国町北本町二丁目 6 番 65 号 電話番号 82-1616 ファックス番号 82-6116 受付時間 8:30~17:15(月~金)
坂井市の窓口 高齢福祉課	所在地 坂井市坂井町下新庄 1-1 電話番号 50-3040 ファックス番号 66-2940 受付時間 8:30~17:15(月~金)
保険者の窓口 坂井地区広域連合	所在地 坂井市坂井町上兵庫 40-15 電話番号 72-3305 ファックス番号 72-3306 受付番号 8:30~17:15(月~金)
公的団体の窓口 福井県国民健康保険 団体連合会	所在地 福井市西開発 4 丁目 202-1 福井県自治会館4階 電話番号 57-1614 ファックス番号 57-1625

9 虐待防止に関する事項

センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 センターは、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

10 業務継続計画の策定等

センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定予防居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下

「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 センターは、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

11 衛生管理等

センターは、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1)センターにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。

(2)センターにおける感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3)センターにおいて、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

12 法定研修等における実習受け入れ

センターは、法定研修等における実習受け入れ事業所となるなど人材育成への協力をする。

13 その他運営に関する重要事項

センターは、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化及び定期的な研修を行うものとする。

14 重要事項の説明を行った年月日

この重要事項説明書の説明を行った年月日	年	月	日
---------------------	---	---	---

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントにかかる契約の締結にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

地域包括支援センター名

所在地 坂井市三国町北本町二丁目6番65号

センター名 坂井市三国地域包括支援センター 印

介護予防契約・介護予防ケアマネジメント契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

利用者

住所 坂井市

氏名

上記代理人 (代理人を選定した場合)

住所

氏名

別紙

1 介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント計画の作成について

① センターは介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。

ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。

イ 利用する介護予防サービスの選択にあたっては、当該地域における指定介護予防サービス事業者・介護予防・日常生活支援総合事業者第1号事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。

ウ センターは、利用者に対して介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント計画の内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。

エ センターは、介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から専門的な見地からの情報を求めます。

オ 予防給付や介護予防・日常生活支援総合事業の対象となるサービス以外の保健医療サービスや福祉サービス、地域住民より提供される各種サービスなどの利用を含めて介護予防に資する取り組みを積極的に活用します。

カ 介護予防の効果を最大限に発揮できるよう、利用者の意欲を高め、利用者による主体的な取り組みを支援します。

キ 利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行うよう努めます。

② 利用者は複数の指定介護予防サービス事業所の紹介を求めること、介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス事業者選定理由の説明を求めることができます。

③ 利用者が病院等に入院する場合には、利用者の居宅における日常生活上の能力や利用していた指定介護予防サービス等の情報を入院先医療機関と共有することで、医療機関における利用者の退院支援に資するとともに退院後の円滑な在宅生活への移行を支援するために、利用者又はその家族は担当職員の氏名及び連絡先を病院等へ伝えてください。また、担当職員の連絡先等を介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管してください。

④ センターは、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求め、作成した介護予防サービス計画について主治の医師等に交付します。

⑤ センターは、介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。

ア センターは、利用者の介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント計画を作成し、改めて利用者の同意を確認します。

イ 利用者は、センターが作成した介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント計画の原案に同意しない場合には、予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント計画の原案の再作成を依

頼することができます。

ウ 介護予防サービス計画の作成にあたって利用者から担当職員に対して複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介を求めることや、介護予防サービス計画原案に位置付けた指定介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等につき十分説明を行わなければならない。なお、この内容を利用申込者又はその家族に説明を行うに当たっては、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用申込者から署名を得なければならない。

2 サービス実施状況の把握、評価について

- ① センターは、介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント計画作成後も、利用者またはその家族、さらに指定介護予防サービス事業者・介護・日常生活支援総合事業第1号事業者と継続的に連絡を取り、介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント計画の実施状況の把握に努めるとともに、目標に沿ったサービスが提供されるよう指定介護予防サービス事業者等との調整を行います。
- ② センターは、介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- ③ センターは指定介護予防サービス事業所等から利用者にかかる情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師もしくは歯科医師又は薬剤師に提供します。
- ④ センターは、利用者が要介護状態となった場合には、利用者へ居宅サービス計画を作成する居宅介護支援事業所に関する情報を提供するとともに、利用者が選定した居宅介護支援事業者に対して、利用者の同意を得た上で、利用者に関する情報を提供します。
- ⑤ センターは、利用者の要支援状態が解消された場合、もしくは基本チェックリストが非該当となった場合で、利用者が希望する場合には、センターが引き続き地域支援事業による必要なサービスを受けられるように援助します。

3 介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント計画の変更について

センターが介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント計画の変更の必要性を認めた場合、介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント計画の変更が必要と判断した場合は、センターと利用者双方の合意をもって介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント計画の変更を、この指定介護予防支援業務及び第1号介護予防支援事業業務実施方法等の手順に従って実施します。

4 給付管理について

センターは、介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント計画の内容に基づく給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会・坂井市に送付します。

5 要介護認定等の協力について

- ① センターは、利用者の要介護または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更等の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- ② センターは、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定・介護予防ケアマネジメント依頼届出の申請を利用者に代わって行います。